

平成12年9月18日

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 事業政策課

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」担当 御中

## IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方に関する意見

今回の「主な論点」のうち、2.競争政策の基本的枠組み、の中で挙げられている「線路敷設の円滑化方策」について意見を申し上げます。

電力会社は、「線路敷設権」関係省庁検討会議が平成10年12月に公表した検討結果報告書を踏まえて、自主的な改善策として、平成11年3月に、電柱共架に関するパンフレットを作成して申込窓口等を公表し、通信事業者やケーブルテレビ事業者等からの共架の申込みに対し、公平・公正な運用に努めてきました。

また、管路・洞道についても、本年6月に、電柱共架同様、自主的な措置として利用条件を整備して、パンフレット等を通じて公表しています。

このような中、平成12年3月に公表された関係省庁レビュー会議のレビュー結果においては、平成11年度に全国で20万本程度の電柱共架の申込みがあり、ほぼ全数についてご利用頂いている現状が報告され、事業者からレビュー会議に寄せられた具体的な苦情もなく、線路敷設の円滑化が進展している現状、等から「事業者に対して設備の提供を義務づける必要性を見出すには至らなかった」と結論づけられています。

電力会社は、上記のとおり電柱、管路・洞道の利用条件を公表していますので、これに沿って利用の希望に対し引き続き公平・公正な運用に努めていくことが重要と考えます。

線路敷設権については、法制化を行い、電力会社が保有する電柱・管路等の設備の開放を義務付けて線路敷設の円滑化を図るべきという意見があるようですが、電気事業者と通信事業者との取引が自主的なルールのもとに特にトラブルなく行われていく限りは、そのような規制緩和の潮流にも逆行する強制的な手段を取るのとは得策ではないと考えます。

また、法制化を必要とする議論の背景には、エッセンシャル・ファシリティー理論があるものと考えられますが、電柱や管路がそのような設備にあたるかは学説的にも意見の分かれるところと思います。

さらに、次のような問題もあると考えられます。電力会社の電柱の約7割は民有地に建設されていますが、法制化によって設備開放を義務づけた場合、電柱を建てさせていただいた地権者の方々の私的財産の制限につながり、トラブルの原因となることが予想される等、心配な面があります。また、1本の電柱に多数のケーブルを敷設すれば、美観を損ねることになりますし、設備の重複投資となり、かえって我が国のコスト競争力の面でマイナスとなる懸念もあります。こうしたことを考えると、光ファイバーの心線貸しを共同で利用するといった方法もあるのではないのでしょうか。

線路敷設権の法制化については、以上のような問題があると考えており、今後の検討において配慮されるよう要望します。

以 上

中国電力（株）企画室マネージャー 中井雄三